

総合計画審議会部会の設置について

- 1 北斗市総合計画審議会条例第6条の規定により、審議会に次の部会を置く。
 - (1) 総合部会
 - (2) まちづくり部会
 - (3) ひとづくり部会
 - (4) しごとづくり部会
- 2 各部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 各部会において、調査審議する事項は次表のとおりとする。

部 会	調査審議事項
総合部会	計画の基本方向、重点テーマの検討など 計画全般に関する事項
まちづくり部会	防災、消防、救急体制、交通安全、 生活道路、住宅環境、環境衛生など
ひとづくり部会	子育て、福祉、保健、医療、健康づくり、 教育、男女共同参画、青少年育成、生涯学習、文化・芸術、ス ポーツ振興など
しごとづくり部会	農林水産業、商工、観光、雇用、企業誘致など

- 4 総合部会については、審議会の正副会長及びまちづくり部会、ひとづくり部会、しごとづくり部会の各正副部会長で構成する。